特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（公立高等学校）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県教育委員会

公表日

令和8年11月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第5条第17項（別表第五）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本県教育庁教育総務局学校人事課
②所属長の役職名	学校人事課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本県教育庁教育総務局学校人事課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本県教育庁教育総務局学校人事課 〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6－18－1 電話：096－333－2692
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和9年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和9年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報保護に関する規程等に基づき、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、以下の対策を実施している。 ・特定個人情報へのアクセス権限を業務上必要な職員に限定し、利用状況を記録すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体を施錠可能な場所に保管すること ・特定個人情報を紙媒体で取得することを廃止しており、国が運用する高等学校等就学支援金事務処理システム内において、申請者自身が特定個人情報を入力することとなっている。また、当該システムに入力された当該特定個人情報は自動で削除されることとなっている。 これらの対策を講じることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクは十分に低減されていることから、本リスクへの対策は十分であると考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月22日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一第91号番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第123項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第66条	事後	保護評価書様式変更時期
令和7年12月22日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項　別表第二第113項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条　表151項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	事後	保護評価書様式変更時期
令和7年12月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数いつの時点の計数か	令和3年8月4日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	保護評価書様式変更時期
令和7年12月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数いつの時点の計数か	令和3年8月4日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	保護評価書様式変更時期
令和7年12月22日	Ⅳ　リスク対策 8．人出を介在させる作業	記載なし（新規項目）	十分ある	事後	保護評価書様式変更時期
令和7年12月22日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし（新規項目）	十分ある	事後	保護評価書様式変更時期

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月2日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 生徒が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤を実施	事前	就学支援金制度の改正による令和9年度以降の活用方法変更時期
令和8年11月2日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載内容見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月2日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項　別表第123項 番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第66条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第5条第17項（別表第五）	事前	就学支援金制度の改正による令和9年度以降の活用方法変更時期
令和8年11月2日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条　表151項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事後	法令改正に係る修正
令和8年11月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年12月1日　時点	令和9年4月1日　時点	事前	就学支援金制度の改正による令和9年度以降の活用方法変更時期
令和8年11月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年12月1日　時点	令和9年4月1日　時点	事前	就学支援金制度の改正による令和9年度以降の活用方法変更時期

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月2日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業	・申請者からのマイナンバーの提供を受けている。 ・紐づけの事務において、人手を介在させないよう、直接入力しない仕組みを利用している。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	記載内容見直しに係る修正
令和8年11月2日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	特定個人情報を紙媒体で取得することを廃止しており、国が運用する高等学校等就学支援金事務処理システム内において、申請者自身が特定個人情報を入力することとなっている。また、当該システムに入力された当該特定個人情報は自動で削除されることとなっている。	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報保護に関する規程等に基づき、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、以下の対策を実施している。 ・特定個人情報へのアクセス権限を業務上必要な職員に限定し、利用状況を記録すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体を施錠可能な場所に保管すること ・特定個人情報を紙媒体で取得することを廃止しており、国が運用する高等学校等就学支援金事務処理システム内において、申請者自身が特定個人情報を入力することとなっている。また、当該システムに入力された当該特定個人情報は自動で削除されることとなっている。 これらの対策を講じることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクは十分に低減されていることから、本リスクへの対策は十分であると考える。	事後	記載内容見直しに係る修正